

## SaiNet 業務委託約款

彩ネット株式会社(以下、「甲」という)は、甲の業務を委託するにあたり、次のとおりSaiNet業務委託約款(以下、「本約款」という)を定め、甲と甲の業務を請け負う者(以下、「乙」という)は別段定めがない場合、本約款に従って業務を行うものとする。

### 第1条(委託業務の内容)

本約款で定める甲が乙に委託する業務(以下、「本件業務」という)は次のとおりとする。

- (1) ソフトウェア開発
- (2) ハードウェア開発
- (3) システムインテグレーション
- (4) 工事
- (5) ウェブ制作
- (6) データ処理(入力、加工、編集)
- (7) DTP・印刷
- (8) ユーザサポート
- (9) その他甲の行う業務に付帯する業務

### 第2条(善管注意義務)

乙は、本件業務を甲の指示に従い善良な管理者の注意をもって行うものとする。

### 第3条(受発注)

甲は、本件業務を乙に委託するにあたり、業務委託費用、納期、業務仕様の条件(以下「本件業務条件」という)を定め、乙は本件業務条件を承諾して本件業務を請け負うものとする。

### 第4条(業務完了時の検収確認)

乙は本件業務条件に沿って本件業務を完了したとき、速やかに甲に検収を依頼し、甲は乙に2週間以内に検収結果を通知するものとする。

2 本件業務の納期は前項の甲の検収期間を含めるものとする。

3 乙は第1項の検収結果が不合格の場合、本件業務条件を満たす努力を速やかに施し、再度、甲に検収確認を依頼するものとする。

#### 第5条(業務の委託料等)

乙は第4条1項の検収確認に合格した場合、その日以降に甲に対し請求書を発行し、甲は月末締で請求書を受領するものとする。

2 甲は原則として乙から請求書を受領した月の翌月末日までに業務委託費用を乙の指定する銀行口座に振込み支払う。

#### 第6条(業務の実施)

乙は、自らの責に帰さない事由又は正当な事由により、本契約上の業務の遂行を合意された期間中に完了できないことが判明した場合、直ちに甲にその事由を付して通知し、甲の指示に従わなければならない。また、乙は、正当な事由なく甲の承認を受けずに本契約上の業務を中止することはできない。

2 甲は、本件業務の遂行に際し必要があるときは、乙に対し、本件業務の進捗状況などについて報告を求めることができる。

#### 第7条(秘密保持)

甲及び乙が委託業務を実施するに当たり知り得た相手方の業務に関する秘密事項は、この契約の有効期限内はもちろん、契約期間終了後も第三者に漏らしてはならない。甲または乙がこれに違反したことにより相手方が損害を被った場合には、相手方に対し全損害を賠償しなければならない。

#### 第8条(著作権の帰属)

本件委託業務に係わる著作権は、甲に帰属するものとする。ただし、乙が従前から有していた既存の著作権を利用しているものについては、乙に帰属するものとし、乙は甲に対し無償で利用を許諾するものとする。

#### 第9条(第三者の権利侵害)

乙は、本件業務の遂行過程において甲に提供する業務関連資料が第三者の著作権、肖像権、特許権、及びその他一切の権利を侵害していないことを保証する。

#### 第10条(データ及び環境保全)

乙は甲乙で書面による別段の定めをしない場合、本件業務を行うあたりに関係するデータのバックアップ及びサーバ環境の保全(以下、本件業務保全)を甲に瑕疵担保期間2年として保証するものとする。

2 データ及びサーバ環境の保全にあたっては次の各号に従うものとする。

(1)乙は本件業務保全の実施計画を明記するものとする。

(2)乙は甲に提示した試作段階の本件業務の成果物の複製を瑕疵担保期間完了まで保持すること。

(3)乙は甲に納品した本件業務の成果物の複製を瑕疵担保期間完了後3年間保持するものとする。

3 データ喪失または欠損時の復旧協力について、次の各号に従うものとする。

(1)甲から乙に対してデータ復旧の要請があった場合、速やかに復旧に協力ものとする。

(2)環境復旧完了時に乙は甲と協力して納品時と同一の状態となっていることを確認するものとする。

(3)環境復旧時に乙は甲に速やかに報告しなければならない。

(4)環境復旧の協力義務期間は本件業務の瑕疵担保期間までとする。ただし、瑕疵担保期間満了後も甲と乙は必要に応じて環境復旧に協力する努力をするものとする。

#### 第11条（契約解除）

甲または乙は、相手方が次の各号の一つに該当したときは、何らの通知催告を要せず、直ちに本件業務の契約を解除することができるものとする。

なお、この解除は損害賠償の請求を妨げない。

(1)本契約に違反したとき

(2)手形、小切手を不渡りにする等支払停止の状態に陥ったとき

(3)仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申立てを受けたとき

(4)破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続申立てを受けたとき又は自ら申立をしたとき

(5)その他各号に類する不信用な事実があるとき

#### 第12条（反社会的勢力の排除）

甲または乙は、相手方に対してこの規約に同意した日及び将来にわたり、自己または自己の役職員が反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証するものとする。

2 甲または乙は、相手方が次の各号の一つに該当したときは、何らの通知催告を要せず、直ちに本件業務の契約を解除することができるものとする。

なお、この解除は損害賠償の請求を妨げない。

(1)反社会的勢力である場合、または反社会的勢力であった場合

(2)自らまたは第三者を利用して、相手方に対して以下の行為を行った場合

①違法あるいは相当性を欠く不当な要求

②有形力の行使に限定しない示威行為などを含む暴力行為

③執拗に取引を強要する行為

④被害者団体など属性の偽装による相手方への要求行為

⑤その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為

(3)相手方に対して自身が反社会的勢力である、または関係者である旨を伝えるなどした場合

#### 第13条（紛争解決）

本約款に規定なき事項又は契約上の疑義については、両当事者間で誠意をもって協議し、解決するものとする。

#### 第14条（合意管轄裁判所）

甲と乙の間に前条の規定に従って解決できない問題が生じた場合の合意管轄裁判所は、さいたま地方裁判所とする。

#### 第15条（約款の変更）

甲は、この約款を乙に事前に通知することなく変更できるものとする。変更を行った場合は甲のホームページに新しい約款を掲載するものとする。

2 本件業務を開始後に甲が約款を変更した場合、甲と乙は原則として当該本件業務開始前の約款に従うものとする。

#### 附 則

この約款は平成25年10月4日より甲と乙との間で実施されるものとする。

平成26年4月29日改定